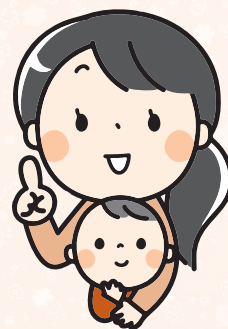


3歳未満の子を養育されている組合員の皆さんへ

～養育特例制度をご存じですか？～

組合員が養育期間中に標準報酬月額が養育を開始した月の前月の標準報酬月額を下回った場合、共済組合へ申し出ることによって年金額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算され、将来の年金額が低くなることを防ぐことができる制度です。



対象者

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

※父母それぞれが適用を受けることが可能

※子を扶養に入れていない方及び育児休業等を取得していない方も適用

対象期間

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から、次の①から⑦のいずれかに該当した日の翌日に属する月の前月まで

- ① 養育している子が3歳に達したとき
- ② 組合員が死亡又は退職したとき
- ③ 他に3歳に満たない子を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業（掛金免除）を開始したとき
- ⑦ 組合員が70歳に到達したとき（退職等年金給付は除く）

手続き

1. 申出するとき

「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の（ア）から（ウ）の書類を添えて提出してください。

（ア）子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書

・戸籍謄本又は全部事項証明書等

（イ）世帯全員の住民票（続柄表示のあるもの）

（ウ）その他必要な書類を求めることがあります。

2. 終了したとき

「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を提出してください。ただし、当該子が3歳に達したとき、組合員が退職又は死亡したとき及び組合員が70歳に達したときは、届出書の提出は不要です。

